

調整力公募要綱案に対する意見と当社回答
 (平成 29 年8月4日～同年8月 31 日意見募集)

北陸電力株式会社

| 番号 | 提出された意見 | 当社回答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>【電源 I 需給バランス調整力募集要綱】 電源 I 需給バランス調整力募集要綱について、原案に対し以下の様な見直しを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P9 第 5 章 対象電源 (原 案) 当社の系統に連系する専用線オンラインで出力調整可能な電源等 (修正案) 原則オンライン (ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。) で発電等出力増可能な電源等 <p>【理由】 実証事業等により、簡易指令システム相当の技術は既に検証されているため。DR での応札に際し、専用線オンラインを新たに敷設することはコスト増につながり、安価な調整力提供を妨げるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P9 第 5 章 出力調整幅 (原案) ±5MW 以上、最低入札量は 5MW (修正案) ①+0.1 万 kW、最低入札量は+0.1 万 kW、 ②契約調整力に関する月別・時間帯区別の設定実施 <p>【理由】 ①小容量の取引を排除することがないようにすべきと考えるため。 ②送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I-a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I-b に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース (空調・照明等) の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P11 第 5 章 需給バランス調整機能 (要望) 具体的な発電等設備の性能として、ガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル方式の火力発電設備、その他火力発電等設備が示されていますが、DR で応札する場合に具備すべき、需給バランス調整機能の詳細についても、提示を要望したい。 <p>【理由】 DR が満たすべき具体要件を把握し、DR での参加可能性を判断するため。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の募集については、専用線オンラインで出力調整可能な電源等とさせていただきます。なお、常時の需給バランス調整にてメリットオーダー運用をするためには、中央給電指令所への接続が必要であり、現在行われているバーチャルパワープラント構築実証事業での検証結果も踏まえて、検討を進めてまいります。 ・ ①最低入札量や出力調整幅を 5MW (0.5 万 kW) としている理由は、小容量の電源等が多くなった場合には、通信設備の設置や中給システム改修などのコスト面で非効率となる可能性があり、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えているためです。また、出力調整幅につきましても当社の実務対応等を考慮し、最低入札量と同じ量とさせていただきます。 ・ ②発電事業者等の事業の予見性の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期契約 (1 年間) で調達することといたしました。ご提案につきましては、今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ・ DR につきましては、様々な形態が想定され、現時点では標準化が難しいことから、水力発電所同様、個別協議とさせていただきます。ご提案につきましては、今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 提出された意見 | 当社回答 |
|----|---|---|
| | <p>・P16 第6章(1) 入札書(様式1) (原案) 調整力契約電力 キワット (修正案) 調整力契約電力に関する月別・時間帯区別の設定実施 【理由】 送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I-a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I-b に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース(空調・照明等)の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別に設定が必要であると考え。</p> <p>・P28 第7章(全般) (原案) kW 単価のみで落札事業者を決定(kW 単価で評価された落札事業者が kWh 契約を締結する仕組み) (修正案) kW 単価だけでなく kWh とトータルでのコスト評価で落札事業者を決定する 【理由】 kW は安い kWh が高い事業者を選定することにつながり、結果的にトータルコストで安価な事業者を落札しないことにつながる。(現行の kWh 契約は、kW 評価のみでの落札事業者に対して調整力電源の運転に必要なコスト(起動費、運転費(揚水運転費を含む)、ブラックスタート機能維持費等)を実費支払とするため。) kW 単価だけで評価すると減価償却が進行した固定費等、安価なケースのみが評価を受けてしまう(新規参入者等が新たに投資した固定費の競争力がなくなる)ため。</p> <p>・第8章 アグリゲータ要件(2) (原案) アグリゲータが供出する電源 I 需給バランス調整力が5千 kW 以上であり、 (修正案) アグリゲータが供出する電源 I 需給バランス調整力が千 kW 以上であり、 【理由】 小容量の取引が排除されないようにすべきであると考えため。JEPX では100kW を取引単位としている。ポジワットの把握容量基準は千 kW となっているが、ネガワットとポジワットの評価を別にする事で、最低容量の変更は可能であると考え。</p> <p>・第8章 アグリゲータ要件(2) (原案) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて・・・ (要望) 調整力公募期間中および期間後を含み、本件に係る業務量の増大とならないような仕組みを要望したい。また、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等の供給力確保の問題解決にあたっては、アグリゲータの需要家獲得阻害とならないよう、送配電事業者や第三者等による調整がなされる仕組み等を要望したい。</p> | <p>・発電事業者等の事業の予見性の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期契約(1年間)で調達することといたしました。ご提案につきましては、今後の調整力公募の参考とさせていただきます。</p> <p>・経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づき、kW 単価でのみの評価で落札事業者を決定しています。なお、評価項目には、価格要素の項目のほか、非価格要素の項目も設けており、高性能電源に対する評価も行っております。</p> <p>・最低入札量を5MW(0.5万 kW)としている理由は、小容量の電源等が多くなった場合には、通信設備の設置や中給システム改修などのコスト面で非効率となる可能性があり、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えているためです。</p> <p>・アグリゲータ(ネガワット事業者)と需要抑制を行なう需要家と電力供給契約を締結している小売電気事業者間で締結するネガワット調整金に関する契約は、ネガワットガイドラインに基づき、小売電気事業者とアグリゲータ間で協議が行われるものと考えております。</p> |

| 番号 | 提出された意見 | 当社回答 |
|----|--|---|
| | <p>・記載ページ該当なし (要望) ネガワットとポジワット、公募上異なるメニューでの募集をしていただきたい。 【理由】 ネガワットとポジワットでは、調整力の創出方法が異なるため。またこれにより、評価方法についても別に取り扱うことが可能となるため。</p> | <p>・経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の基本的な考え方に「特定の電気事業が応札可能な要件や契約条件となっておらず、事業者間の競争促進を阻害するものではないこと」と規定されていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。</p> |

以上